

平成26年1月31日

お客様各位

日本システムケア株式会社  
管理部 業務課

## 消費税法改正に伴うご請求金額変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年平成24年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）が公布され、平成26年4月1日より消費税率を国税・地方税合わせて8%（現行5%）に引き上げることが正式に決定されました。

つきましては弊社より貴社への消費税のご請求に関し下記のとおりといたしたく予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 売買契約、請負契約に関して

改正法施行日（平成26年4月1日）より前に引渡しを実施された場合は消費税率5%、施行日以後に引渡しを実施された場合は消費税率8%を適用いたします。

### 2. 保守契約、レンタル契約に関して

新規に締結する契約あるいは自動更新される契約のいずれにおいても改正法施行日（平成26年4月1日）以降にかかる対象期間部分の保守及びレンタル料金は経過措置の適用がなく、消費税率8%を適用いたします。

従いまして、既に保守及びレンタル料金をお支払頂いている場合でも、改正法施行日以後の保守及びレンタル期間の料金を旧税率によりお支払頂いている場合には、新税率との差額分を改正法施行日（平成26年4月1日）以後にあらためてご請求とさせていただきますこととなります。

（例）平成25年7月1日から平成26年6月30日の年間料金を一括でご請求する場合、平成26年4月1日から平成26年6月30日までの3ヶ月分の消費税率は8%を適用しますので、新税率と旧税率の差額3%相当額を別途ご請求させていただきます。

### 【本件に関するお問合せ先】

日本システムケア株式会社 管理部業務課

（担当者）村田・土屋 （TEL）03-6228-1010 （FAX）03-5783-5588

以上